

農業委員会だより

発行●八峰町農業委員会 秋田県山本郡八峰町峰浜自名潟字目長田118番地 TEL:0185-76-4611

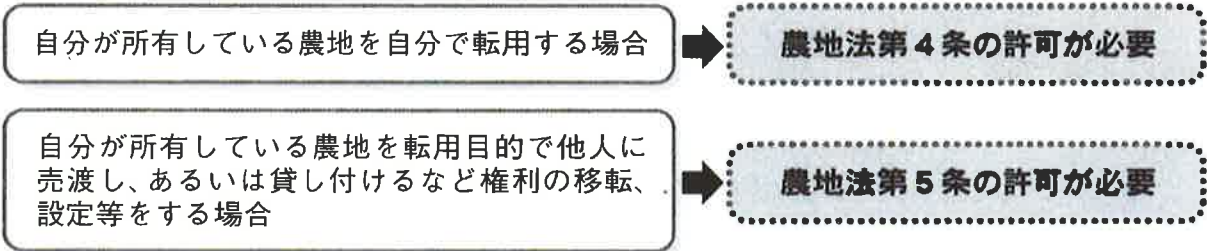
こんなときは・・・手続きをお忘れなく！

農地を転用したい

- たとえば…
- 農地に住宅を建てたい
 - 農地に工場を建設したい
 - 農地を駐車場にしたい

こんな場合には、
転用許可
が必要です。

農地を農地以外の用途に使用することを農地の「転用」といいます。転用するためには、事前に町長の許可(その面積が2haを超える場合には県知事の許可)を受けることが必要です。



このように、自分の所有している農地でも許可を受けなければ転用できません。また、一時的な資材置場としての利用など、たとえ短期間の転用でも、事前に許可を受けることが必要です。

許可を受けずに転用したり、許可の内容と異なる目的に転用した場合には、工事の中止等を命じられることがあり、また、罰せられることもあります。

全国的に、許可を受けずに行われる「無断転用」が後を絶ちません。

貴重な農地を守り後世に引き継ぐためにも、無断転用や農地への不法投棄などを見かけたら、農業委員会までご連絡をお願いします。

農地を売りたい・買いたいとき、
農地を貸したい・借りたいとき。

↓
はやめに相談を

- 農地法3条による許可 または
- 農業経営基盤強化促進法による
農地利用集積計画の公告が必要

全国農業新聞
NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

発行：毎週金曜日・自宅直送
B3版8～10ページ
購読料：月700円(送料とも)
お申し込みは農業委員会事務局まで

8月から9月は、農地パトロール月間。農地の適正な利用をお願いします。

農業者年金説明会

1. 日時 令和元年8月28日(水)
午後7時30分
2. 場所 峰栄館(2階大会議室)

農業者
年金で

生涯所得の確保を



先日、農業委員・農地利用最適化推進委員に農業者年金の内容を説明したところ、なんでもっと若いときに教えてくれなかったのかと、云われました。早く入っていれば、もっと得をしていた事がわかり ……。

農業者年金は、年間60日以上農業に従事し、国民年金の第1号被保険者で、20歳から60歳未満の方が加入できます。夫婦でも、親子でも、兼業でも、農地を所有していなくても加入できます。

毎月の納付額は、2万円～6万7千円まで、農協の窓口で自由に変更できます。また、翌年の1年分を前納する場合は、11月15日までに申し込みすると12月23日に口座振替されます。所得が多かった年には、これが大きな税金対策(節税)になります。

農業者年金を知っていただくため、参加しやすい時間を設定しましたので、加入資格に該当すると思われる方は、是非おいでください。

ご存じですか?

農家の方は長寿ですが…

老後はお金の心配をせずに暮らしたい。しかし、予測不可能な経済変動や思わぬケガ・病気もあります。

- 65歳の農業者年金受給者の平均余命は **男性22年(87歳)、女性27年(92歳)**

- 日本人の平均余命は **男性84歳、女性89歳**であり

農業者年金受給者の平均余命の方が長くなっています。

こんなにかかる老後生活 (現金支出で年額約286万円)

高齢農家世帯(世帯主が65歳以上の夫婦2人)の家計費は、現金支出で月額約23万8千円が必要です。(総務省家計調査などより)

国民年金の支給額は

一人、月々約6万5千円
(40年加入の場合)
夫婦あわせて月額約13万円です。



豊かな老後生活のためには、国民年金だけでは十分とは言えず、**老後の生活費は自分で準備**する必要があります。

サラリーマンは、厚生年金や共済年金で国民年金(基礎年金)への上乗せがあります。(厚生年金のモデルケースでは月額22万2千円の年金額)

農業者の皆様も、メリットがたくさんある**農業者年金**に加入して安心で豊かな老後を迎えましょう。

お問い合わせ先

八峰町農業委員会

〒018-2502 八峰町峰浜目名瀧字目長田118番地
TEL : 0185-76-4611 FAX : 0185-76-2203

<http://www.town.happou.akita.jp/index.php?pid=50>